

長田地区住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い長田地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を長田地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市長田2316番地の2 長田地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は長田・朝屋・上野ニュータウン地域内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合は、この限りではない。

(事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 広報活動
- (2) 人権啓発活動
- (3) 環境保全・防災・安全活動
- (4) 産業振興活動
- (5) 福祉・健康活動
- (6) 教育・文化・スポーツ活動
- (7) 交流活動
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 長田・朝屋・上野ニュータウン地域に居住する住民
- (2) 長田・朝屋・上野ニュータウン地域に住所地を置く事業所
- (3) 長田・朝屋・上野ニュータウン住民で活動する自治会、団体
- (4) その他協議会企画総務部会において必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会	長	1名
副 会	長	2名
会	計	1名
理	事	5名

監	事	2名
部	会	長
事	務	局
出	納	員
顧	問	若干名

- 2 会長は、協議会会員より選出することができる。
- 3 会長、副会長、会計、理事及び監事は、総会において選出する。
- 4 事務局長、出納員及び顧問は、総会の同意を得て、会長が任命する。
- 5 部会長は、各部会において選出する。

(役員の職務)

第8条 協議会の役員の職務は、次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計、出納員は、協議会の会計業務を行う。
- 5 理事は、協議会の企画運営に参画する。
- 6 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 7 事務局長は、協議会事務を総括する。
- 8 顧問は、必要に応じ協議会の重要事項について助言することができる。

(役員の任期)

第9条 前条の役員の任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了又は辞任により退任した役員は、後任者の就任するまで、引き続きその職務を行わなければならない。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会及び実行委員会（以下「会議」という。）とする。

- 2 その他、会議についての詳細は、別に定める。

(会議の開催及び運営)

第11条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ、開催できない。

- 2 会議は、原則として公開とする。
- 3 会議を開催するに当たっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、運営委員会委員及び実行委員会委員（各副部会長）をもって構成

する。

- 2 総会は、毎年度決算終了後2か月以内に開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画
 - (2) 会長、副会長、会計、理事及び監事の選出及び事務局長、出納員並びに顧問の任命同意
 - (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
 - (4) その他、重要事項に関すること

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、第7条に定める役員（ただし監事を除く。）及び各自治会から選出された者により構成する。

- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。また、運営委員会は、総会に次ぐ決定機関として、次の事項を協議決定することができる。決定したときは、次の総会に報告するものとする。

① 長田地区住民自治協議会区域内においての開発行為に関し、関係地区は伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱第4条第2項に定める関係地区代表者の同意を求められた場合は、前条第5項(1)に規定する地域まちづくり計画に基づく環境を守る観点から、関係地区代表者(区長)は、事前に長田地区住民自治協議会の同意を得ること。

- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

第14条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき、施策を実施するため、協議会に実行委員会を置く。

- 2 実行委員会に、次の部会を置く。

- (1) 企画総務部会
- (2) 人権教育文化部会
- (3) 環境安全防災部会
- (4) 産業振興部会
- (5) 福祉健康部会
- (6) 体育振興部会

- 3 部会員は、運営委員会の同意を得て、会長が会員の中から選任する。
- 4 部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。

- 6 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
- 7 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会間の調整)

第 15 条 部会間の調整は、運営委員会が当たることとする。ただし、部会相互の協議により協力する場合は、この限りではない。

第 4 章 財務

(会計)

第 16 条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会費)

第 17 条 会費は、1 世帯当たり年額 8, 500 円とする。ただし、これにより難しい場合は、総会に諮り別に定める。

第 5 章 その他

(規約の変更)

第 18 条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第 19 条 協議会の解散については、総会において出席者の 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

(規則への委任)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則 この規約は、平成 17 年 7 月 2 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 18 年 5 月 6 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 19 年 5 月 10 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 24 年 5 月 6 日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項第 2 号については、平成 25 年 4 月 1 日をもって適用する。

附 則 この規約は、平成 26 年 5 月 6 日から施行する。

附 則 この規約は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。

附 則 この規約は、令和 8 年 5 月 17 日から施行する。